

立川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項後段において準用する同条第 3 項の規定による。

## 立川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により、立川市の特定の事務を取り扱う次の郵便局の指定を取り消す。

### 1 郵便局の名称

- (1) 立川柏町郵便局
- (2) 立川栄郵便局
- (3) 砂川郵便局
- (4) 立川大山郵便局
- (5) 立川幸四郵便局
- (6) 立川西砂郵便局

### 2 取消年月日

令和 6 年 12 月 27 日